

平成30(2018)年度 国立市行政経営方針

平成29年8月

国 立 市

目次

第 1 行政経営方針の位置づけ	1
第 2 国立市を取り巻く環境	2
少子高齢化の進展と近い将来の人口減少	
(1)人口構成	
(2)人口推計	
インフラ・公共施設の老朽化	
景気動向と経済環境	
社会環境、子どもの貧困と分断社会	
(1)子どもの貧困	
第 3 財政状況（平成 28（2016）年度決算の概況）	7
決算の概況	
第 4 平成 30（2018）年度重点施策の考え方	8
行政評価に基づく施策の分類	
平成 30（2018）年度行政経営方針のイメージ	
第 5 平成 30（2018）年度の各施策の方向性	10
各施策の方向性	
(1) 総コストを増加させ成果の向上を目指す施策（重点施策）	
(2) 総コストを抑えて成果の向上を目指す施策	
(3) 総コストを抑えて成果を維持する施策	
(4) 市政の推進を支える施策	
基本計画を補完する視点・考え方	
第 6 平成 30（2018）～平成 33（2021）年度実施計画の策定について	25

【参考資料】

図1 決算額の推移（一般会計）

図2 経常収支比率の推移

図3 地方債残高の推移

図4 基金残高の推移

第 1 行政経営方針の位置づけ

超高齢社会に突入し、社会保障費の増大や生産年齢人口の減少等、様々な社会的課題に直面している地方自治体においては、これまでの成長を前提とした社会ではなく、定常型の社会、すなわち安定した持続可能な社会へと転換していくことが求められている。そうした時代環境の中で国立市においては、従来の考え方に縛られることなく、「行財政改革なくして住民福祉の向上なし」という市長の強い信念のもと、適切な行政評価を実施していくことによって事業のスクラップアンドビルドを積極的に行っていく必要がある。そして、時代に即した事業に対しては、限られている分配可能な財を積極的に投入していくことはもちろん、多様な市民ニーズを捉えた新たな事業に取り組んでいく必要がある。

本方針は、行政評価システムによる施策の優先順位を示すとともに、平成 30(2018)年度予算編成方針及び平成 30～33(2018～2021)年度実施計画策定に向けた市の施策の方向性と重点事業を示すものである。

市の行政組織のすべての構成員に課せられた責務は、住民福祉の向上を図るため、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現に努めることである。本方針を踏まえて、予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに、精選した事業を積極的に展開していくこととする。

国立市は、平成 28(2016)年度から、「第 5 期基本構想」の期間に入っており、基本構想の第 1 次基本計画の政策体系による取組みにあたり、第一期基本構想以来、市民に一貫して引き継がれてきた「人間を大切にする」という国立市の基本理念のもと、「文教都市くにたち」のまちづくりのため、第 5 期基本構想の「政策の視点」を受けた以下の重点項目を中心に事業を選定していくこととする。

また、全施策に共通すべき理念として「人権の尊重」を掲げることとし、政策 9「自治体経営」の下に位置づけられる基本施策については、市政の推進を支える施策として位置付けることとする。

《第 5 期基本構想のまちづくりの目標》

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち
文教都市くにたち

第 5 期基本構想の「政策の視点」を受けた

平成 30(2018)年度国立市行政経営方針の重点項目

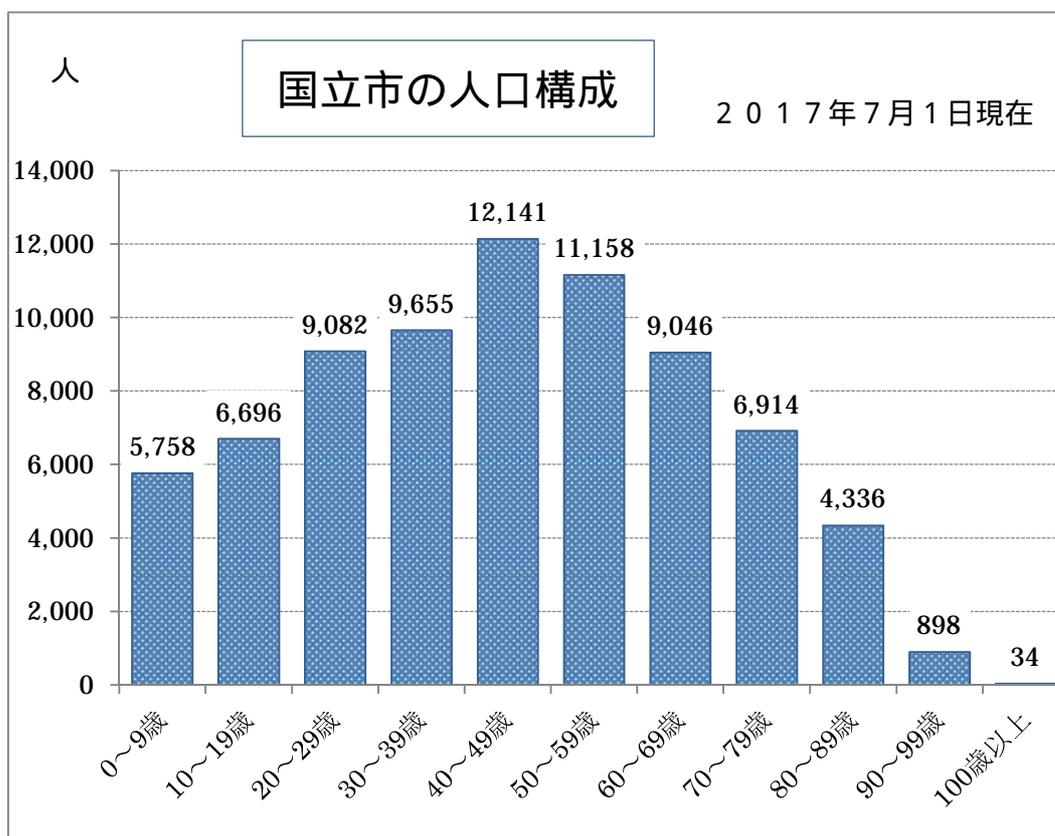
1. 次世代の育成
2. 安心・安全の確保
3. 国立ブランドの向上

第2 国立市を取り巻く環境

少子高齢化の進展と近い将来の人口減少

(1)人口構成

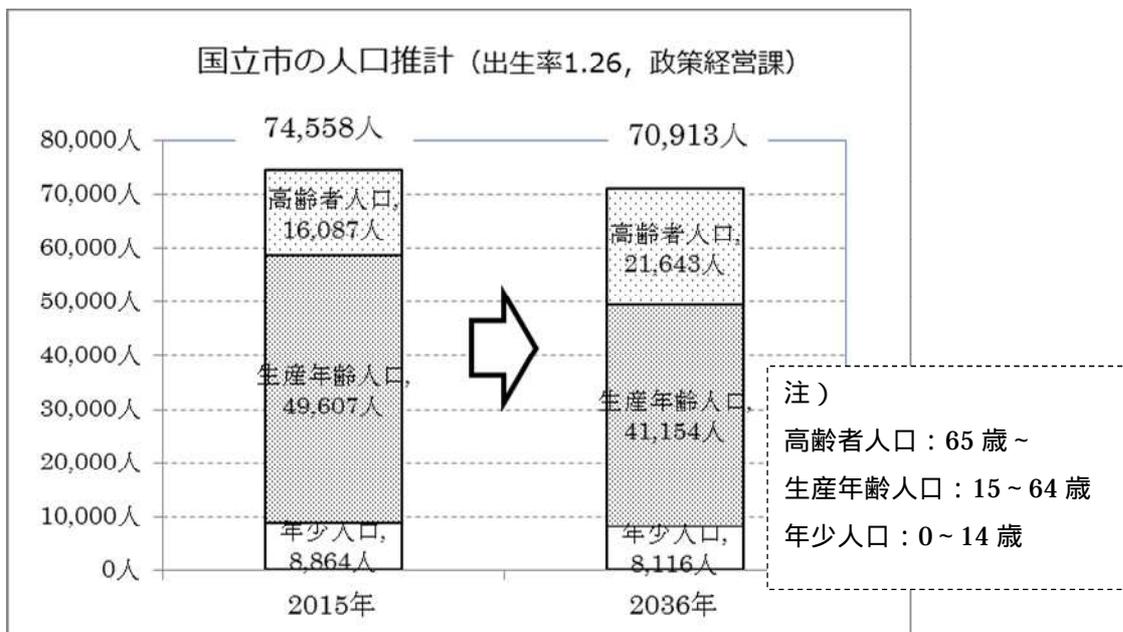
国立市の人口構成をあらためて確認すると、少子化の傾向が顕著である。最多ボリュームの40歳代(40～49歳)の12,141人と比較すると、0～9歳の人口は5,758人と2分の1に満たない。



また、国全体の最多ボリュームは40歳代の1,901万人となっているが、0～9歳の人口は1,022万人であり、少子化の傾向は明らかである(平成29(2017)年3月1日確定値,総務省の統計から)。

(2)人口推計

日本の人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークにすでに減少期に入っているが、これまで微増の状態であった国立市でも、人口減少に転ずるのは間近と見込まれている。(政策経営課推計)

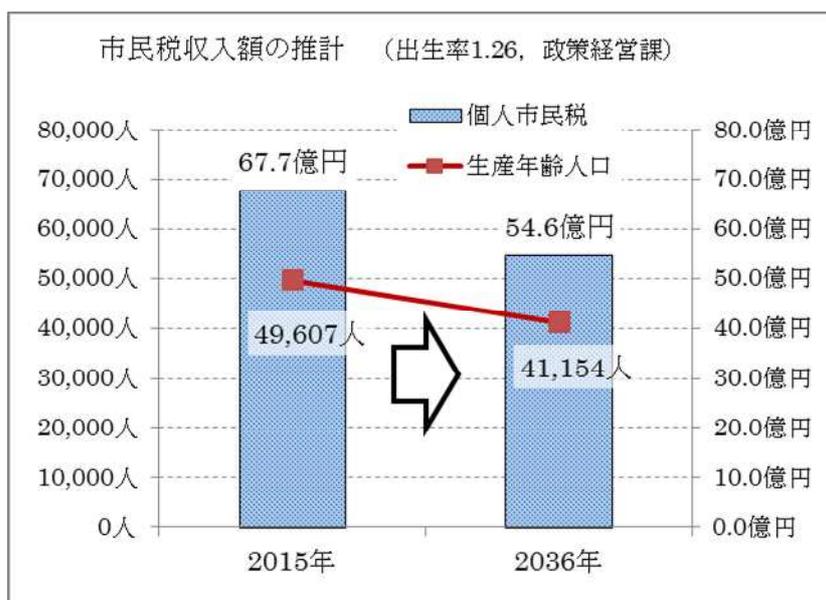


推計では、人口が減る一方で、高齢者人口（65歳以上人口）は増え続け、少子高齢化のさらなる進行が見込まれている。

少子化がここまで進行している日本の現状では、国をあげて効果的な施策をとることが出来たとしても、実際に人口を回復に転じさせるには、果てしなく長い年月を要することは明白である。

国立市でも人口の地域間移動の要素もあるものの、今後の人口減少、少子高齢化の進行はもはや避けることができないものと考えられる。

人口減少と少子高齢化の市税への影響は、次のように試算されている。（基本構想審議会資料）



現在の出生率を前提とした試算では、平成27（2015）年度の個人市民税収入見込みの67億6,500万円から、平成48（2036）年度には54億5,900万円まで、13億600万円の減少が見込まれている。出生率が徐々に回復し、平成42（2030）年に1.8に上

昇したとしても、平成 48（2036）年度の個人市民税の見込みは 59 億 3,400 万円にとどまり、8 億 3,100 万円の減少である。

これからの人口動向を考えると、国立市においても、従来の考え方に囚われることなく、事業を厳しく精査すると同時に、人口減少の中でも市民生活の質を高めることが出来る様な、定常型の社会に相応しい施策を積極的に展開していくことが求められている。

人口減少に対する少子化対策としてはまず、保育園待機児童解消対策等を通じて、子育て環境の充実を図っていくことが必要不可欠であるが、その一方、超高齢社会における国立市のまちづくりの視点である地域包括ケアの充実に向け、UR 集合住宅を含む富士見台地区の賑わいの創出に積極的かつ計画的に取り組む必要がある。

インフラ・公共施設の老朽化

国立市が科学的な調査を経て平成 27(2015)年 5 月にまとめた『国立市公共施設保全計画』の中で、公共施設の更新費用の試算をしている。現在と同じ規模で全ての施設を建て替えるとすると、今後 50 年間で約 686 億円、年平均で約 13.7 億円が必要となる一方で、過去 5 年間の予算確保平均額の約 8.1 億円との差額の約 5.6 億円が毎年不足することになることが明らかになった。このことは、現状の予算を確保しても施設全体の約 60%しか建て替えられないことを示している。

また、同計画からは、小中学校 3 校の校舎について、今後 10 年以内に校舎の建て替えが必要となっていることも明らかになった。

さらに、下水道・道路などのインフラ施設についても、平成 28(2016)年 3 月に市がまとめた『国立市公共施設白書』(更新版)の試算では、今後 50 年間での更新費用は、414 億円と見込まれ、年平均で 8.3 億円が必要になる一方で、直近 5 年の整備費が年 6.3 億円であったことから、毎年 2 億円の予算が不足すると見込まれている。

これらの状況に鑑みれば、ストックマネジメントの「公共施設三原則」を引き継ぎ発展させた、中・長期的な「公共施設等総合管理計画」に基づき、より具体的な「(仮称)公共施設再編計画」について、国立市の将来のまちづくりの視点に立ちながら策定を進め、対応を進めていかなければならない。

景気動向と経済環境

日本銀行の「経済・物価情勢の展望(2017年7月)」では、基本的見解《概要》として「わが国経済は、海外経済の成長率が緩やかに高まるもとで、きわめて緩和的な金融環境と政府の大型経済対策の効果を背景に、景気の拡大が続き、2018年度までの期間を中心に、潜在成長率を上回る成長を維持するとみられる。2019年度は、設備投資の循環的な減速に加え、消費税率引き上げの影響もあって、成長ペースは鈍化するものの、景気拡大が続くと見込まれる。」「従来の見通しと比べると、成長率については幾分上振れている。物価については、見通し期間の前半を中心に下振れている。」との判断をしている。

また、企業動向については、四半期ごとの「日銀短観(2017年6月調査)」において、全国では6月時点で対前期+2ポイント、次期見通し(対6月)で4ポイントとの結果であった。さらに多摩地域については、多摩信用金庫経営戦略室地域経済研究所の「多摩けいざい No.81 2017年7月号」(季刊)で、4月~6月の多摩の中小企業の景気動向調査による業況判断について前期比で+2ポイントと上昇、次期見込みも+3ポイントの上昇とまとめており、日本全体と多摩地域では、企業の業況感に差がみられる。有効求人倍率についても、平成 29(2017)年 4 月期において全国 1.49 倍、多摩地域 1.06 倍と回復基調にはあるものの、依然かい離がある状態が続いている。

現時点における、上記の見立てに基づく全体としての経済環境は、短期的には小幅

な変動で推移していくものと見られている。

地方自治体の歳入構造は、制度要因に加え、景気動向により大きく影響を受けるものである。実際のところ、景気動向を読みきることはほとんど不可能に近く、リーマンショックのように何らかの要因により、事態は急変しうる。今後、特に中長期で、どのように景気が推移するのかが不透明と言える。

また、日本経済全体をみると、今後も少子高齢化の進展に伴う購買力の低下により経済規模の縮小傾向が続くとみられる。しかしながら、現在の経済政策は、金融異次元緩和によるカンフル剤投与はマイナス金利まで行き着き、また建設国債を主な財源とする財政出動に突入している。過去から未来への長期の環境変化の見通しに立った真の豊かさとは何かとの問いかけと価値観の転換が時代の要請であろう。

国立市は全国的には、財政力指数の高い「富裕団体」であり、平成 28 (2016) 年度に不交付団体に転じた地方交付税のほか、今後の制度的な国の支援についても保障されたものでは決してない。その様な状況下においても、地方自治体の責務である住民福祉の向上を図っていくためには、あらゆる状況に対応することが出来る自主的・自律的な財政システムを構築していくことが求められている。

社会状況～子どもの貧困～

平成 29 (2017) 年 6 月に発表された、厚生労働省の平成 28 年国民生活基礎調査では、平均的な所得 (中央値) の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの相対的貧困率」が平成 27 (2015) 年時点で、13.9%となっており、過去最高を記録し日本社会に衝撃を与えた平成 24 (2012) 年時点の 16.3%からは 2.4%改善した。しかしながら、ひとり親世帯など、大人 1 人で子どもを育てている世帯の貧困率は 50.8%と依然高い割合となっており、そうした世帯の半数以上が引き続き貧困状態にあることを示していることから、現時点においても、かなりの割合の子どもが貧困状態にある状況に変わりはないと考えられる。

子どもの貧困は、個人に人生の出発点から不公正なハンデキャップを背負わせる、まさに人権問題である。また誰もがその能力と努力により夢を実現することのできる豊かな社会の実現にとって大きな障害要因にもある。この間、子ども食堂や学習支援などの取り組みが全国的にも見られるようになってきたことは、一筋の光明ではあるが、まだまだ一部の動きにとどまっていると言わざるを得ない。国・地方が協力し、また、NPO等の志のある人及び団体と協働し、子どもの貧困問題に対する抜本的な対応を早急に行うことが求められている。国立市においても、子どもの貧困対策に積極的に取り組んでいる市民団体等が市内に多く存在しており、市として今後いかに協働して取り組んでいくことが出来るのかが課題である。

第3 財政状況（平成28（2016）年度決算の概況）

決算の概況

平成28（2016）年度の国立市一般会計は、平成27（2015）年度の新規起債に伴う公債費の増加や、扶助費の伸びが引き続きみられたこと等あったが、歳出決算額は過去最大規模であった平成27（2015）年度決算に比べ、1,283百万円減となった。

また、歳入では、市税全体では平成27（2015）年度と比べ景気回復等に伴う市民税の増や新築マンションの建設に伴う固定資産税の増はあったものの、地方消費税交付金の大幅な減、投資的経費の減に伴う地方債の減等があり、全体としては1,031百万円の減となった。なお、市税収納率は、全国トップクラスであった平成27（2015）年度をさらに超える率となり、引き続き市財政を下支えしている。

財政収支の観点からは、平成27（2015）年度に引き続き、臨時財政対策債の借入れ、及び財政調整基金の取り崩しを行わずに財政運営を行うことが出来たこと、また、国民健康保険税の税率改定による一般会計繰出し金の抑制等の事務事業の不断な見直しを実施したが、地方消費税交付金の減等の影響により、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は92.7%と、平成27（2015）年度の90.3%に比べ2.4ポイント悪化した。

しかしながら、今後も、待機児解消の取組や地域包括ケアシステム構築の取組をはじめとする少子高齢化への対応や、老朽化が進む公共施設の更新、国立駅周辺の魅力あるまちづくりなど、中・長期的な課題・事業が山積しており、選択と集中と自主財源の確保を常に念頭に置きながら行財政運営を行っていく状況に変わりはない。

第4 平成30(2018)年度重点施策の考え方

行政評価に基づく施策の分類

平成30(2018)年度の施策の方向性については、課長層による施策評価会議における成果等の振り返りを経て、理事者及び部長層による施策優先度評価会議において、成果の向上と維持並びにコストの増加、維持及び抑制の視点から検討し、以下(1)から(3)までの3つの区分に分類した。また、内部管理的な要素の強い施策については、「(4) 市政の推進を支える施策」に分類した。これらの分類のうち、総コストを増加させ成果の向上を目指す施策を重点施策に位置付ける。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、重点施策のコストの増加分については原則として他の施策でコストを削減するとともに歳入増加の取組を行うことにより、全体的な財政フレームを調整していくものである。

(1)総コストを増加させ成果の向上を目指す施策(重点施策)

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があるべき水準に達していないと考えられ、成果を向上させるため、施策内の事務事業を再編・整理・見直し行いつつも、コストを増加してでも取り組むべき最優先の分野の施策

(2)総コストを抑えて成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があるべき水準に達していないと考えられるため、他の施策に先んじて成果の向上を目指す施策であるが、施策内の事務事業を再編・整理・見直しすることによりコストを抑える分野の施策

(3)総コストを抑えて成果を維持する施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が一定の水準に達していると考えられるため、成果を維持する施策であるが、施策内の事務事業を再編・整理・見直しすることによりコストを抑える分野の施策

(4)市政の推進を支える施策

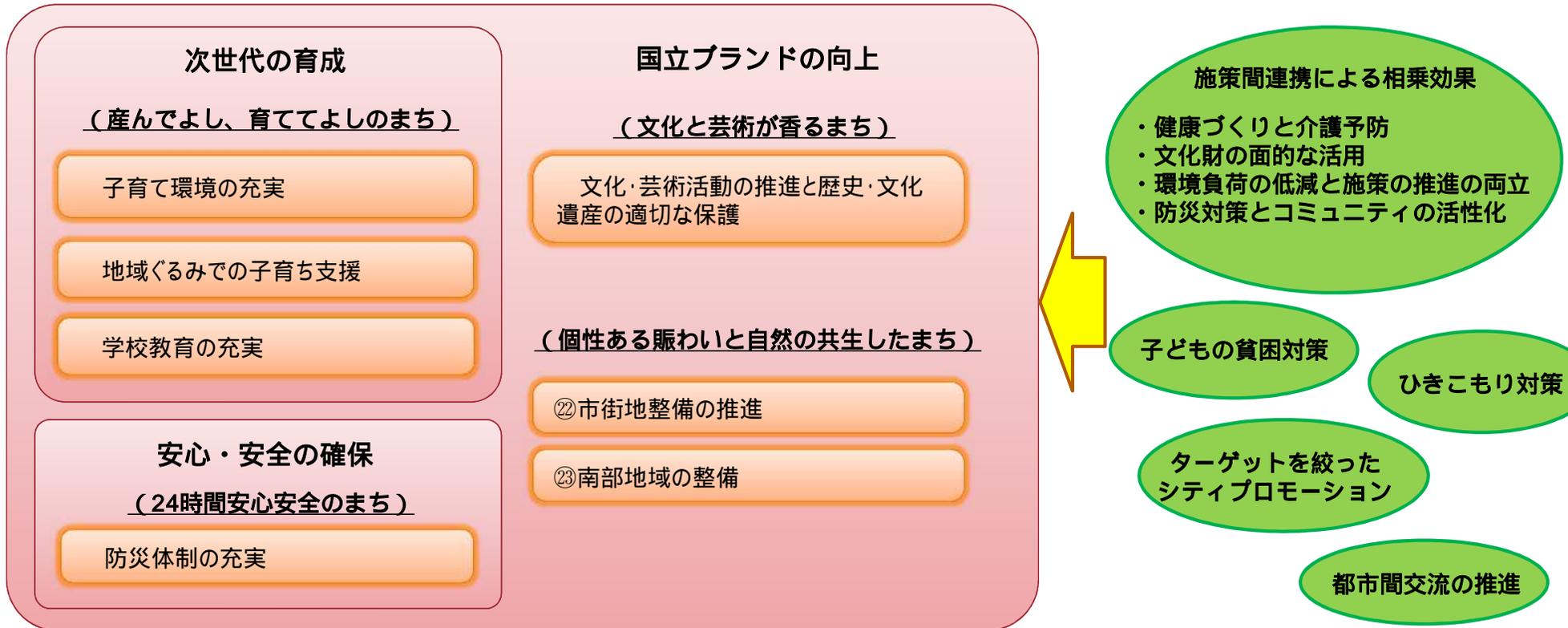
(1)～(3)の施策を推進しつつ、持続可能なまちとしてありつづけるため、その基礎となる財政運営や職員の能力向上、時代の変化にあわせた事務事業の改善、公共施設マネジメント、情報の保護及び発信等の主に内部管理を行う分野の施策

第5期基本構想の実現及び将来のくにたちの発展を支える 子どもへの投資と良質なストックの形成

全施策に共通すべき理念
「人権の尊重」

重点施策

基本計画を補完する視点・考え方



次世代の育成
(産んでよし、育ててよしのまち)

子育て環境の充実

地域ぐるみでの子育て支援

学校教育の充実

安心・安全の確保
(24時間安心安全のまち)

防災体制の充実

国立ブランドの向上
(文化と芸術が香るまち)

文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護

(個性ある賑わいと自然の共生したまち)

②市街地整備の推進

③南部地域の整備

施策間連携による相乗効果

- 健康づくりと介護予防
- 文化財の面的な活用
- 環境負荷の低減と施策の推進の両立
- 防災対策とコミュニティの活性化

子どもの貧困対策

ひきこもり対策

ターゲットを絞った
シティプロモーション

都市間交流の推進



市政の推進を支える施策 (持続可能なまち)

⑳変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営

㉑情報の積極的な発信と共有・保護

㉒市民連携・市民協働・市民参画の推進

㉓将来にわたって持続可能な財政運営

㉔公共施設マネジメントの推進

第5 平成30(2018)年度の各施策の方向性

各施策の方向性

(1) 総コストを増加させ成果の向上を目指す施策(重点施策)

- 3.子育て環境の充実
- 4.地域ぐるみでの子育て支援
- 5.学校教育の充実
- 6.文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
- 13.防災体制の充実
- 22.市街地整備の推進
- 23.南部地域の整備

(2) 総コストを抑えて成果の向上を目指す施策

- 2.男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援
- 8.スポーツの振興
- 9.健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化
- 10.高齢者福祉の充実
- 11.しょうがいしゃの支援
- 12.支え合いの地域づくりと自立支援
- 15.コミュニティ活動の促進
- 17.花と緑と水のある環境づくり
- 19.ごみの減量と適正処理
- 20.道路の整備と適正管理
- 21.交通環境の整備
- 24.地域特性を活かしたまちづくりの推進
- 26.商工業振興と観光施策の強化
- 27.農業振興と農地保全の推進

(3) 総コストを抑えて成果を維持する施策

- 1.人権・平和の推進
- 7.生涯学習の環境づくり
- 14.防犯対策の強化
- 16.消費生活環境の整備
- 18.環境の保全
- 25.下水道の整備・維持・更新

(4) 市政の推進を支える施策

- 28.変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営
- 29.情報の積極的な発信と共有・保護
- 30.市民連携・市民協働・市民参画の推進
- 31.将来にわたって持続可能な財政運営
- 32.公共施設マネジメントの推進

(1) 総コストを増加させ成果の向上を目指す施策（重点施策）

次 世 代 の 育 成
（ 産 ん で よ し 、 育 て て よ し の ま ち ）

子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思える都市を目指すとともに、国立市で育った子どもたちがまちをより発展させていくという好循環を生み出すため、子育て期の世帯を対象とする支援の充実、文教都市にふさわしい教育水準の向上に向けて次の施策を推進する。

<基本施策3 子育て環境の充実>

平成 28(2016)年度は小規模保育所の開設支援を行うなど受け入れ児童数の増加を図っているものの、平成 29(2017)年 4 月 1 日現在の国立市内の待機児童数は 125 人となり、依然として待機児童が多い状況が続いている。高まる保育ニーズに対応し、平成 31(2019)年度までに待機児童を解消するため、公有地を活用した保育所整備と併せて、事業者提案型公募制度による保育所整備を行う。また、認証保育所の認可化移行支援や幼稚園の預かり保育の強化を引き続き行うことにより、新たな保育園の開設とあわせて待機児童解消を進める。

保護者や市民の声を聞きながら公立保育園の民営化を推進するとともに、そこから生み出される人的資源・財的資源を「保護者支援」や「地域支援」に充てることを見込みながら、子育て施策のさらなる充実を図る。

平成 29(2017)年 7 月 1 日より母子保健業務を健康福祉部から子ども家庭部に移管して妊娠前から切れ目のない支援を行う組織体制を整えるとともに、子ども総合相談窓口を開設して子育て家庭の支援体制を強化している。これに対し、制度面からも子ども医療費助成制度を拡充するなど、保護者の子育てに対する不安感や負担を軽減し、より多くの市民が安心して子育てができるよう子育て環境の充実を図る。

今後整備が予定されている国立駅南口複合公共施設及び矢川公共用地（公有地）における子育て支援の拠点としての検討を進めるとともに、様々な子育て支援を行っている地域の力を活用した賑わいのある良好な子育て支援の拠点の整備を進める。

<基本施策4 地域ぐるみでの子育て支援>

「子どもの相対的貧困率」は平成 27(2015)年時点で 13.9%となり、平成 24(2012)年時点より改善されているものの依然として高い水準にある。また、ひきこもり

の長期化により生活困窮に陥る状況も顕在化してきている。国立市では、全ての子どもが生まれた環境によって左右されず将来の夢や希望をあきらめることのないよう、子どもの貧困対策及びひきこもり対策を進めている。現在、それぞれの課題に対して庁内検討会を設置し、支援の仕組みづくりを検討している。平成30(2018)年度は、市の関連部署及び民間団体を含めたネットワークの構築を進めながら、相談・支援の強化を図る。

平成26(2014)年度に児童福祉法が改正され、学童保育所の対象年齢の拡大が求められている。国立市においては平成31(2019)年度までに全ての小学生を学童保育所で受け入れを行うよう準備を進めている。平成30(2018)年度は、平成28(2016)年度から平成29(2017)年度にかけて整備を行った4校の学童保育所での4~6年生の受け入れを開始するとともに、残りの4校について平成31(2019)年度からの受け入れに向けた特別教室等の活用による施設の整備を進める。

国内外への子どもの派遣を通じて、子どもが様々な体験をすることにより、青少年育成やグローバルな人材の育成を推進する。

<基本施策5 学校教育の充実>

次期学習指導要領への円滑な移行に向け、学校が特色ある教育課程を編成できるよう、様々な条件整備を早急に進める。特に小学校道徳教科化に向けた教具の用意及び小学校英語科、外国語活動の実施による授業時間数増加への対応については早急に進める必要がある。

個に応じた指導の充実を図るために推進している特別支援教育について、全校で特別支援教室が開室されることを受け、対象となる児童数の増加が見込まれる。就学相談の実施や個別指導計画、教育支援計画等の作成など、担当課・系の体制構築を図り、適切かつ円滑に業務を進める。

学習習慣の定着を促し、学力の向上を図るために平成26(2014)年度より小学校で実施している放課後学習支援教室について、学校の状況等を踏まえ、中学校での実践を検討・導入していく。

豊かな学びを支える基盤として学校施設環境を整える必要がある。特に、震災時における児童・生徒の安全を確保するための耐震改修を進めている。既に校舎及び体育館の建物としての耐震化は完了しているが、照明器具や天井等の非構造部材の耐震化は、一部の校舎において完了していない状況である。平成29(2017)年度には第七小学校及び第三中学校にて改修が完了する予定であり、引き続き、平成30(2018)年度は国立六小学校校舎の非構造部材の耐震化を進める。

学校給食を充実させるため、現在老朽化が進んでいる給食センターの建替えに向け、給食センター整備基本計画に基づき、事業を推進する。

安心・安全の確保 (24時間安心安全のまち)

市民生活が心豊かに暮らし、いきいきと活動し、新しいことに挑戦し、日常の楽しみや幸せを感じ取るための土台というべき「安心・安全」の確保に向けて、地震や災害への対策を充実するため、次の施策を推進する。また、既に高水準にある治安の良さや地域包括ケアシステムは引き続きその水準を維持するよう取り組む。

<基本施策 13 防災体制の充実>

近年、大震災や豪雨災害などの自然災害による被害が多く発生している。国立市においても、多摩直下地震や多摩川の浸水危険など災害の発生リスクを抱えている。その中でも特に大きな被害をもたらすと想定される地震災害に対し、あらかじめ被害を発生させない又は被害を低減させるべく、国立市の被害特性を考慮した効果的な減災対策を行うため、「減災計画推進プロジェクト」及び総合防災計画に定める減災計画を推進する。

大規模な災害が発生した場合、流通の機能停止等により物資が不足する事態が想定される。これに対応するため、国立市備蓄計画に基づき、生命維持に不可欠な品目から重点的に防災備蓄品の整備を進める。また、避難所となる第三小学校及び第二中学校にマンホールトイレを整備する。

災害発生後、被災者の生活再建に向けては様々な支援制度が設けられる。支援を受けるためにはり災証明書の交付を受けることが第一歩となることから、早期にり災証明書を発行し、被災者に支援が確実に行き届く体制を整備するとともに、東京都内で共通のシステムを採用することで職員の相互応援を可能とするため、生活再建支援システムを導入する。

多摩川の浸水想定区域の変更や土砂災害警戒区域の指定の動き等を受け、ハザードマップの見直しを進める。

住宅の耐震化は、地震の揺れにより発生する危険から身を守るとともに、倒壊による道路閉塞を防止し、救助・消火活動の妨げとならないように必要な対策である。平成 29(2017)年度に引き続き、耐震診断未実施の木造住宅に戸別訪問し、耐震診断等の助成制度の周知を行うことで、住宅の耐震化率を向上させる。

消防団は、震災時における常備消防力の不足を補うとともに、自治会等と連携して共助の中心的役割を担うことが期待されている。国立市消防団の活動を推進するため狭小となっている第五分団の消防器具置場を移設し、非常備消防力の強化を図る。

国立ブランドの向上 (個性ある賑わいと自然が共生したまち) (文化と芸術が香るまち)

緑あふれる景観や自然、個性ある賑わいは国立市の大きな魅力のひとつである。今後、活力のあるまちとして持続的に発展し、国立ブランドを高め、シビックプライドの醸成による「住みたいまち」に向けて、国立駅周辺地域、富士見台地域、南部地域のそれぞれの持つ魅力を高めるまちづくりを推進する。

また、再築を目指している旧国立駅舎や寄贈を受けた本田家住宅、国から重要文化財の指定を受ける石棒などの資源を活用してまちの魅力を高めるとともに、市民生活を豊かにし、都市を彩る文化・芸術分野の施策を推進する。

<基本施策 22 市街地整備の推進>

JR中央線の高架化によりそれぞれの駅前空間が変化中、国立駅周辺地域を国立市のシンボルであった旧国立駅舎を中心とした回遊性のある空間とすることで市の魅力を高めることを目指している。国立駅周辺地域は、駅前広場及び周辺道路の整備並びに市民に必要な機能を有する公共施設の整備を進めている。市民の利便性を向上させるため、住民票等の発行を行う国立駅東側高架下市民利用施設を開設し、適切に運営する。

旧国立駅舎再築工事を進めるとともに、再築後の旧国立駅舎の活用方法、管理運営方法の検討を進める。

国立駅南口複合公共施設を整備する事業者の選定手続きを進める。

国立駅北口駅前広場の工事完了に向けて整備を進める。都市計画道路 3・4・10号線(南工区)の整備を進める。その他の国立駅周辺の道路等については、引き続き関係機関と協議を行い、順次設計を行う。

富士見台地域は、その多くの面積を国立富士見台団地が占めている。国立富士見台団地は昭和40(1965)年に完成し、現在では高齢化率の上昇や空室率の上昇等の課題が生じている。現在、富士見台地域を少子高齢社会に対応した、だれもが住みやすい理想的な住空間とし、老いても若くても安心して暮らせる地域とするため、地域住民やUR都市機構と協力しながら富士見台地域まちづくりビジョンを策定している。今後は、策定されたビジョンに基づき、富士見台地域の今後のまちづくりのために必要な事業を展開していく。

矢川公共用地(都有地)活用計画に基づき、施設整備を進める。

<基本施策 23 南部地域の整備>

平成 26 (2014) 年 8 月に策定した「国立市南部地域整備基本計画」に掲げる南部地域の将来像「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」の実現に向け、施策を推進している。

「市民生活を支える道路整備の推進」のため、市道優先整備路線の整備を進めるとともに、日常生活に密着した区画道路では生活の利便性向上、歩行者・自転車通行の安全性確保、通行支障の改善、消火活動の円滑化、公共交通ルート拡充を目的に狭あい道路の解消に向けた取り組みを進める。

市街地の面的整備の進捗に向けて、地域での取り組みや東京都、鉄道事業者等の公共事業施行主体の動向に留意し、多角的な整備手法の検討を進める。

町名地番整理事業を引き続き計画的に進め、「適正な土地利用の推進」を図る。地域資源である農地、緑、水資源を保全、活用し、また歴史・文化・自然環境を活かして「魅力あるまちづくりの推進」を目指す。

<基本施策 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護>

市指定文化財である旧国立駅舎及び寄贈を受けた本田家住宅並びに国から重要文化財の指定を受ける石棒などの文化財を有効な資源として活用し、それぞれを結びつけて面的な広がりを持たせることで、より効果的に市内の歴史・文化遺産を守り、郷土についての理解を深める。

本田家住宅の貴重な文化財を後世に遺すため、適切な保存及び活用の計画を策定する。

旧国立駅舎の再築工事を適切に進めるとともに、再築後の旧国立駅舎の活用方法、管理運営方法の検討を進める。

古民家を適切に管理するため、茅葺屋根の葺き替えを行う。

現在、(仮称)国立市文化芸術振興条例の制定に向けた取り組みを進めている。条例制定後は、文化芸術の持続的な振興を図るため「(仮称)国立市文化芸術推進基本計画」の策定に向けて取り組む。

(2) 総コストを抑えて成果の向上を目指す施策

<基本施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援>

平成 29(2017)年度に策定する(仮称)男女平等推進条例に基づいた施策を市民、教育関係者、事業者とも協力しながら実行していく。

第5次男女平等・男女共同参画推進計画の着実な実施に向けて適切な進行管理を行う。

国立駅東側高架下市民利用施設に(仮称)男女共同参画センターを設置し、啓発及び情報発信等を通じて女性のエンパワーメントを推進し、市民に開かれた男女共同参画の拠点を目指す。

DV 被害者支援施策については、複合的な課題を持つ相談者への対応を強化するとともに、被害者の情報管理、加害者対策について庁内の関連部署とも情報の共有化を徹底する。

<基本施策8 スポーツの振興>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、気運醸成を図るために、より一層の取り組みを実施する。

身近に行えるスポーツであり、健康づくりの方法として、ウォーキングや各種体操の普及に取り組む。

<基本施策9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化>

健康推進員制度の普及及び市民の健康づくりの意識の醸成を図るとともに、保健師及び栄養士が身近な地域で幅広い世代を対象に健康づくりを推進する。

身近に行えるスポーツであり、健康づくりの方法として、ウォーキングや各種体操の普及に取り組む。(再掲)

がん対策アクションプランに基づき、がん検診の受診率向上施策や生活習慣に係る予防施策に取り組む。また、糖尿病対策を推進するため、関係機関と連携を図りながら個別支援に取り組む。

自殺対策基本法に基づく国立市自殺対策計画の策定を進める。

<基本施策10 高齢者福祉の充実>

第7期介護保険事業計画、第5次高齢者保健福祉計画に沿って各事業に取り組む。地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、地域医療計画の策定に取り組む。

<基本施策 11 しょうがいしゃの支援>

国立市しょうがいしゃ計画、国立市しょうがい福祉計画を推進し、進行管理を行う。

東京都と連携し、相談体制の充実、地域生活支援拠点の整備などを進め、しょうがいしゃの地域生活を支援する。

市内障害福祉サービス事業所による共同受注を目指し、事業所間のネットワークづくりを進めるとともに、近隣市とのネットワーク間の連携も検討する。

<基本施策 12 支え合いの地域づくりと自立支援>

生活困窮者の自立支援の充実を図る。

庁内外と連携した子どもの貧困対策及びひきこもり対策を行う。

<基本施策 15 コミュニティ活動の促進>

防災、防犯、社会的孤立防止等、地域の諸課題に対し、積極的に地域で活動できるようにするため、地域コミュニティの活性化を図る。

空き家の発生防止と適正管理の推進、多文化共生社会の実現に向けた取組の充実を図る。

<基本施策 17 花と緑と水のある環境づくり>

「里人会議」の開催、里山フェスタの実施等を通じて、同じ城山をフィールドとして各種事業を展開する団体等の相互の交流を深める。

「花と緑のまちづくり協議会」をはじめとする市民や団体と協働で各種事業を展開し、参加者同士のコミュニティの形成及び花と緑のまちづくりを進める。

「くにたち緑のサポーター」の育成講座では、さらなるサポーターの増加を目指すとともに、より実践的な内容を学べるコースを設けることで、既存のサポーターのスキルアップを図る。

雨水浸透ますの設置助成事業を継続して実施し、地下水のかん養に取り組む。

<基本施策 19 ごみの減量と適正処理>

平成 29(2017)年 9 月から実施する家庭ごみの有料化について、円滑な制度運用に取り組む。

消費者に対して資源物の販売店返却の啓発を強化し、E P Rを柱とした 5 Rの意識定着を図ることで、ごみの発生抑制・責任主体による資源化を推進し、国立市を環境負荷の少ない循環型社会に近づけていく。

<基本施策 20 道路の整備と適正管理>

国立駅北口駅前広場の工事完了に向けて整備を進める。都市計画道路 3・4・10 号線（南工区）の整備を進める。その他の国立駅周辺の道路等については、引き続き関係機関と協議を行い、順次設計を行う。（再掲）

さくら通りの2車線化事業を引き続き進める。

「東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、都市計画道路 3・4・3 号線の一部区間の廃止及び関連する 3・4・14 号線の線形変更の検討を進める。

平成 29（2017）年度に策定する道路等長期修繕計画に基づき、計画的に維持管理を行う。

<基本施策 21 交通環境の整備>

計画的に交通安全対策を推進するため、交通安全計画を策定するとともに、計画の推進組織を設置する。

自転車の通行環境空間の整備や自転車活用推進を図るため、自転車ネットワーク計画の策定を進める。

コミュニティワゴン試行運行に代わるデマンド型交通を調査・検討する。

高齢者、しょうがいしゃや単独では公共交通を利用できない移動制約者の移動支援の拡充を図る。

<基本施策 24 地域特性を活かしたまちづくりの推進>

基盤整備の状況に応じた適切な土地利用を実現するため、地区計画の策定により一部地域における用途地域の見直しを行う。

平成 8（1996）年 11 月に策定した国立市都市景観形成基本計画の見直しを進める。

<基本施策 26 商工業振興と観光施策の強化>

まちの賑わいを創出するため、イベントとして定着してきている「LINK くにたち」に引き続き補助を行う。

起業プランサポート事業は、ニーズを的確に捉え、より活用しやすい補助事業としていくための制度改善に取り組む。

平成 29（2017）年度にとりまとまる予定の中小企業等振興会議からの提言を受け、新たな事業を検討・実施する。

<基本施策 27 農業振興と農地保全の推進>

平成 29(2017)年 3 月策定の第 3 次農業振興計画にて決定した優先テーマに順次取り組んでいく。

農地減少を防ぐため、谷保の原風景保全基金の活用について検討を進める。

(3) 総コストを抑えて成果を維持する施策

<基本施策1 人権・平和の推進>

総合オンブズマン制度の一層の周知、定着を図り、子どもの人権に関する取組、事業者との協定などを進める。

- 人権施策の推進に関する方針等の策定を進めるとともに、相談体制の充実、イベントや研修による意識啓発等を実施する。
- 平成29(2017)年度に策定予定の(仮称)平和人権基本条例等に基づき、若い世代の感覚を取り入れながら、「平和の尊さ」、「戦争の悲惨さ」を継承していく事業を継続するとともに、「日常における平和」に気付かせるような事業を展開していく。

<基本施策7 生涯学習の環境づくり>

公民館主催事業や講座を中心に市民の学習意欲の向上や学びを地域社会に還元できる取り組みを実施する。

第三次国立市子ども読書活動推進計画策定に向けて委員会を設置し、1年をかけて計画を策定する。

庁内検討委員会にて議論を行い、「生涯学習振興・推進計画」を策定する。

<基本施策14 防犯対策の強化>

商店街等が設置する安心・安全カメラの設置費用に対する補助を継続する。

高齢者に対する特殊詐欺を未然に防止するため、自動通話録音機の貸与事業を推進する。

子ども達が危険から身を守り、社会の安全に貢献できる資質を育むため、学校における安全教育の充実を図る。

<基本施策16 消費生活環境の整備>

消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、相談の実施や注意喚起・情報発信を強化することで、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指す。

<基本施策18 環境の保全>

環境ネットワーク会議を継続的に開催し、環境等団体間の情報共有、連携等に努める。

第四期国立市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、庁内での地球温暖化対策を推進する。

市域全体での地球温暖化対策を推進するため、環境関連の補助制度のさらなる周

知・啓発に努める。

放射能対策については、引き続き各種測定を行い、結果を公表することで、市民の安心・安全を確保する。

大型の道路照明を省電力型のものに交換することで、電力消費を削減する。

<基本施策 25 下水道の整備・維持・更新>

下水道総合地震対策計画（第2期）に基づき、マンホールトイレを設置する。また、管きよの調査を実施する。

南部中継ポンプ場長寿命化計画に基づき、機械設備、電気設備の改築工事を行う。

一般会計からの繰入金を減らすため、資本費平準化債の活用を活用する。

公営企業会計への移行準備として、固定資産台帳の整備等を行う。

(4) 市政の推進を支える施策

<基本施策 28 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営>

行政評価については、外部評価の取り組みとして事務事業評価委員会を継続していくことによって、引き続き行政改革に取り組み、効率的な行政運営を推進していく。

今後予定されている給食センターの整備等を通じて、P F I手法など民間活力の活用を推進していく。

人材育成基本方針を推進し、人事評価を連動させた体系的な能力開発を行なう。また、職員の接遇能力向上のため、ユニバーサルマナー検定3級の取得に向けた研修を引き続き行う。

民間企業を含めた職員派遣等を積極期に行い、行政職員としての見識を広め、業務遂行能力を高める。

定員管理、非正規職員、時間外等の複層的な課題について継続的に対応する。引き続き全庁的にICTを活用した業務改善に取り組んでいく。

<基本施策 29 情報の積極的な発信と共有・保護>

ターゲットを絞ったシティプロモーションを推進する。

ホームページの内容を充実し、市の広報をより推進できるような仕組みを研究する。

ツイッター、LINE等のさらなる活用を図り、市民への迅速な情報発信を行う。戦略的かつ継続的な情報発信体制を構築する。

新たな情報発信手段（記者会見の活用など）の調査研究を行う。

オープンデータへの取り組みでは、市民サービスの向上につながるように、市の基礎的なデータを中心に公開するとともに、保有データに対するニーズ把握をしながら公開データの充実に取り組んでいく。

社会保障・税番号制度施行を踏まえ、情報セキュリティ研修をより充実させていく。

<基本施策 30 市民連携・市民協働・市民参画の推進>

より多くの協働事業を実施するためのさらなる働きかけや、市内NPO法人等の活動支援を通じて、多様な主体との協働によるまちづくりの活性化を図る。

<基本施策 31 将来にわたって持続可能な財政運営>

「健全な財政運営に関する条例」に基づき引き続き規律ある財政運営を行うとともに、「予算執行方針」「国立市予算事務規則」等に基づいた適切な予算執行を行

う。

新地方公会計制度の導入に伴い、ストックマネジメントなどへの効果的な利活用を行う。

全国トップレベルとなった市税の収納率を引き続き維持していくとともに、市債権についても「地方自治法」「国立市債権管理条例」に基づいた適正な管理を行う。

<基本施策 32 公共施設マネジメントの推進>

「公共施設等総合管理計画」を基とした施設分類別の更新計画（個別施設計画）の策定、進行管理に取り組む。

平成 29（2017）年度策定の「（仮称）道路長期修繕計画」、「（仮称）下水道ストックマネジメント計画」の進行管理を行う。

「（仮称）公共施設再編計画」を策定する。

平成 32（2020）年度の完成を目指す「（仮称）公園施設長寿命化計画」の策定に向けた取り組みを行う。

市を取り巻く情勢や市民のニーズは日々変化しているものであり、第5期基本構想第1次基本計画を策定した平成27(2015)年度から見ても新たな課題等が顕在化している。また、基本計画の施策体系に捉われず、より効果的な事業実施が求められることもある。こうした状況の中、次のような視点や考え方を取り入れて柔軟で効率的な行政運営を行う。

政策間連携による相乗効果

施策横断的な視点を持つことにより、ある施策に属する事業が、他の施策の成果向上に対しても貢献できるように事業内容の検討や制度設計を進める。例えば、健康づくりや地域づくり、防災、環境などは、他の施策との関連付けがなされやすい分野である。また、子育て支援と学校教育の充実や福祉分野の各施策のように、同じ対象を違う視点から見る施策についても施策間の連携による相乗効果が生まれる可能性が高いことから、庁内での意識の向上を図る。

都市間交流の推進

地域間の連携による課題解決、多文化共生社会の実現、国立市の魅力の再発見・課題の再認識及び文化・芸術振興等に資するため、国内外の都市との姉妹都市・友好都市協定等の締結や宣言に向けた取り組みや具体的な交流事業の実施により都市間交流を推進する。

ターゲットを絞ったシティプロモーション

国立市の情報発信についてより効果的に行うため、それぞれの情報の主な対象者を想定して、その発信手段や内容を検討すべきである。この考え方は、市外への国立市の魅力発信について活用するだけでなく、市民に対する各事業やイベントの周知についても活用することにより、必要としている方に必要な情報が届くように全庁的な意識付けを進める。

第6 平成30(2018)～平成33(2021)年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。第5期基本構想及び同構想第1次基本計画に掲げるまちづくりの目標を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの4か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。

毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。

経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。

本経営方針に基づき、4か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。

今後策定する長期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

(4) 計画事業の見積りの考え方

下記の事業について見積もること。

ア．本行政経営方針における各重点施策の推進に資する事業

イ．本行政経営方針において成果の向上を目指す施策のうち、施策内の事務事業を再編・整理・見直しをあわせて行うことのできる事業

ウ．前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業

エ．その他、真に必要な政策性のある事業

計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、事業目的を効果的・効率的に達成できる方法となるよう検討すること。また、費用（コスト）対効果（サービス）の十分な検討を行うこと。特にコストについては、中長期的な視野に立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討したうえで見積もりを行うこと。

財政状況は健全化の努力により改善してきているが、扶助費や医療・介護給付の伸びは続くことが見込まれ、また老朽化した市有施設修などの費用を考慮すると、まだ予断を許さない状況であることから、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。

計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにしたうえで見積もりを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにしたうえで見積りを行うこと。

上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。

ア．行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止、統合、組み換えについても積極的に検討すること。

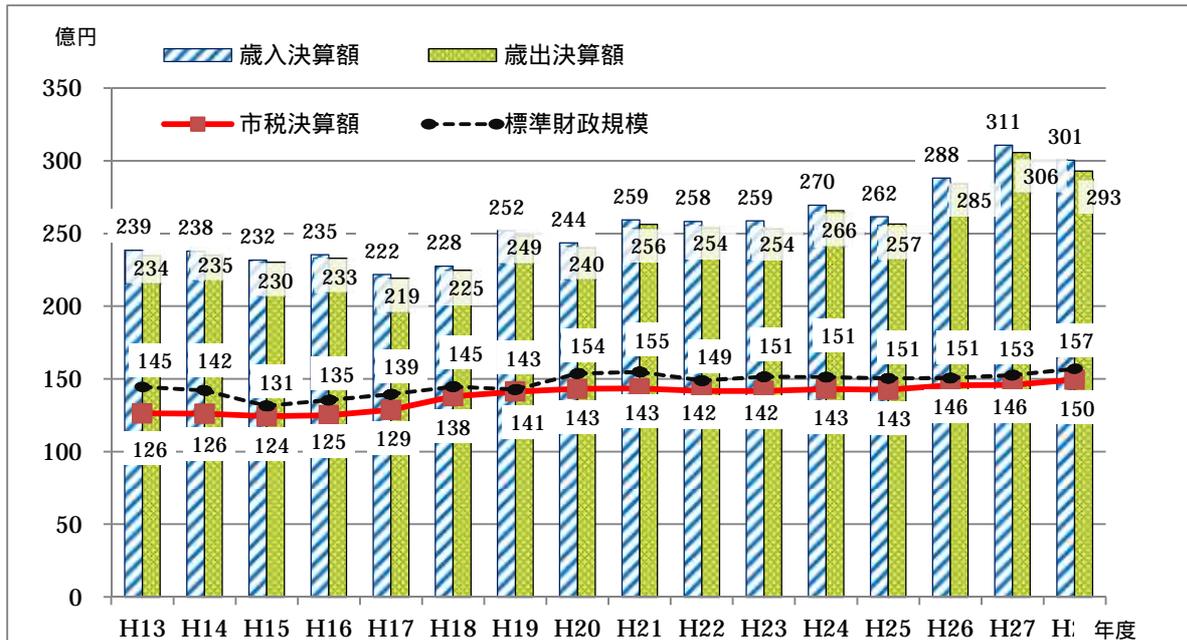
イ．行政、市民、NPO等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。

ウ．受益と負担の均衡に配慮すること。

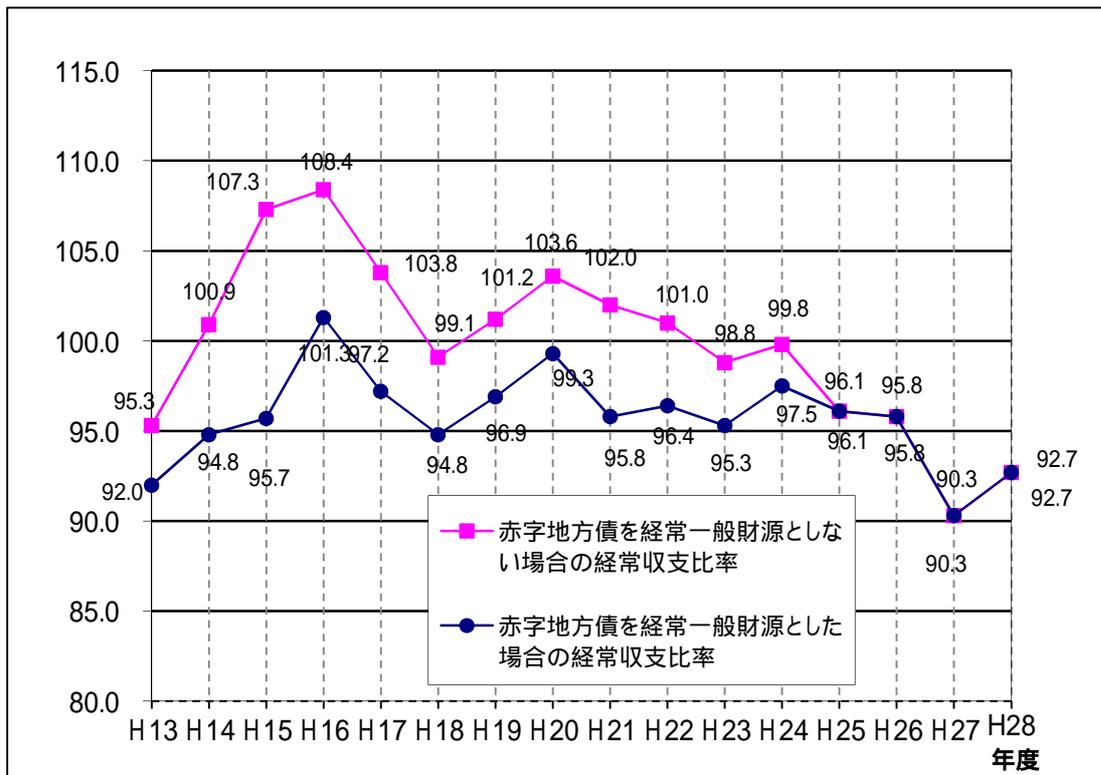
エ．市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。

【参考資料】

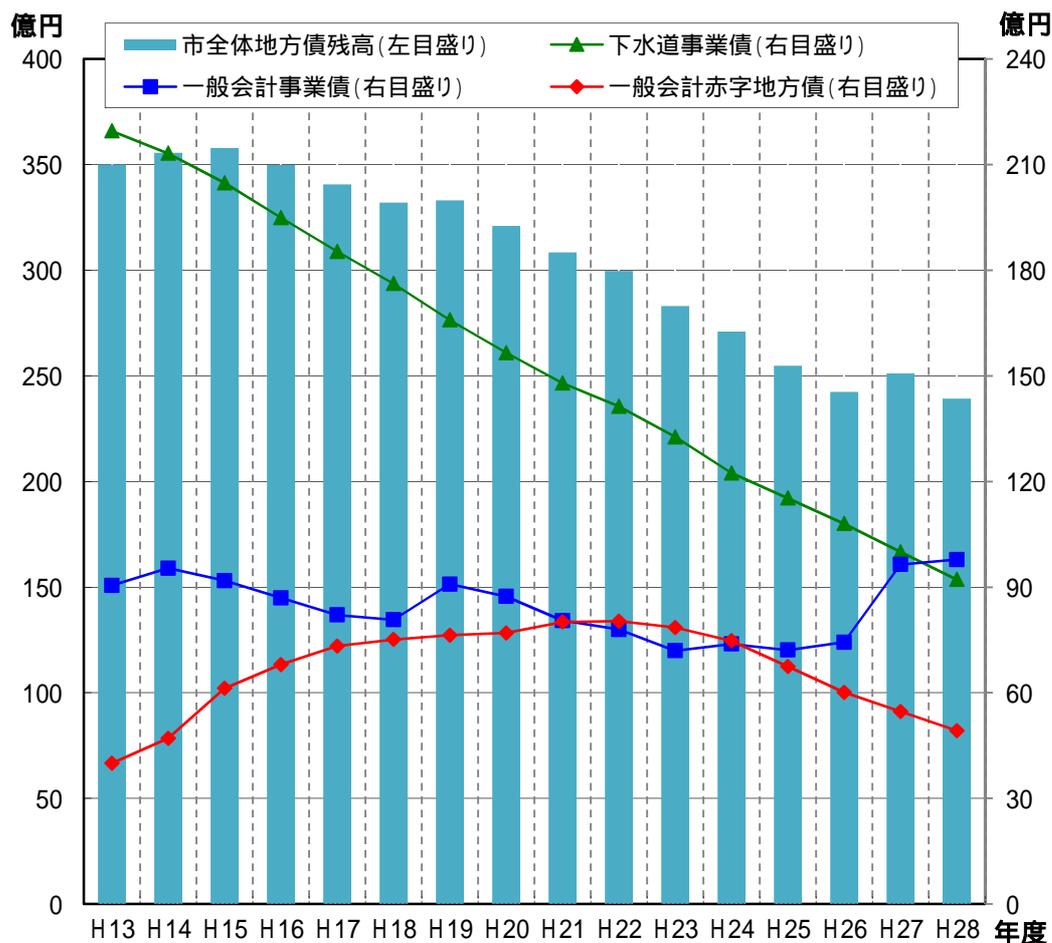
【図1 決算額の推移（一般会計）】



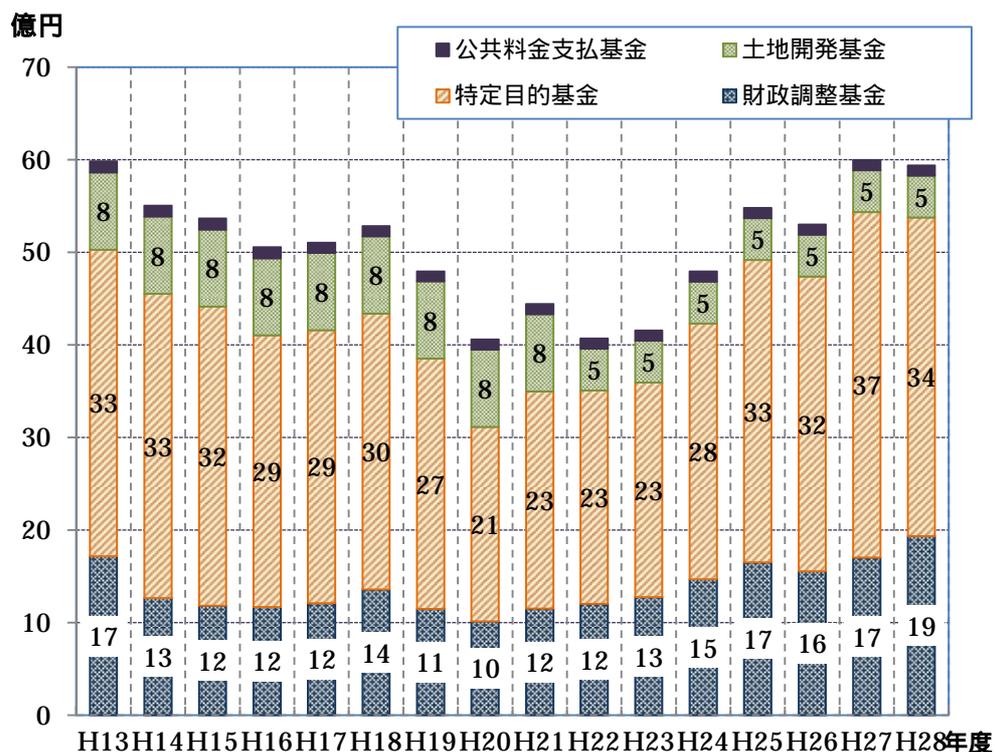
【図2 経常収支比率の推移】



【図3 地方債残高の推移】



【図4 基金残高の推移】



【行政経営方針策定の経過】

日 時	内 容
平成 2 9 年 4 月	【事務事業評価】 各課が事務事業マネジメントシートを作成することにより事務事業評価を実施した。
平成 2 9 年 5 月 1 0 日 ～ 2 9 日	【施策評価会議】 基本計画に定められている全 3 2 施策について施策ごとに平成 2 8 年度の評価及び今後の方向性について議論を行った。 会議出席者：各施策に係る課長
平成 2 9 年 7 月 1 1 日 ～ 1 2 日	【施策優先度評価会議】 施策評価会議の議論を受け、各施策の方向性及び平成 3 0 年度の重点施策について議論を行った。 会議出席者：理事者及び部長職
平成 2 9 年 8 月 8 日	【行政経営方針検討会議】 施策優先度評価会議の議論に基づき作成した行政経営方針（原案）について議論を行った。 会議出席者：部長職
平成 2 9 年 8 月 1 6 日	【庁議】 行政経営方針（案）の審議を行った。
平成 2 9 年 8 月 1 8 日	【決定】 庁議で合意された内容にて正式に行政経営方針として決定した。